

動物愛護管理推進費

135百万円（94百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物愛護管理法及びペットフード安全法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発及び動物愛護行政の各種課題や飼養動物及び動物取扱業の実態等を把握するための調査・検討等をおこなうものである。

特に、平成24年9月5日に公布された改正動物愛護管理法について、改正法の普及啓発を図るとともに、自治体の取組支援や必要な調査、検討を行う。また、改正法の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く国民への理解、普及に取り組んでいく。

2. 事業計画

- (1) 動物愛護管理法の改正内容を踏まえ、自治体職員を対象とした研修会やワークショップの開催、ポスターやパンフレット等の作成による普及啓発を実施（H25年度～）
- (2) 改正法を踏まえ、マイクロチップの普及調査等必要な調査、検討の実施（H25年度～）
- (3) 基本指針の推進及びフォローアップ等調査（H20年度～）
- (4) 動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援（H21年度～）
- (5) ペットフード安全法の普及啓発等（H20年度～）

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に、次の目標と、取り組むべき具体的施策が定められており、その達成に寄与する。

- ・ 都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数の半減
- ・ 犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増



動物愛護管理推進費

背景

目的:飼養動物の愛護・管理

◆動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 周辺生活環境の保全
- 犬及び猫の引取り
- 危険な動物の飼養規制
- 動物取扱業者の規制、指導
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進等

※都道府県等の自治事務
 ※環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

◆ペットフード安全法

- 犬及び猫の健康の保護
- ペットフードの製造、輸入、販売の規制
- 基準・規格の設定
- 立入検査等によるモニタリング

※農林水産省との共管
 ※国の事務

動愛法改正!
 ~政省令等改正
 基本指針見直し



事業計画

動物愛護管理法に基づく施策の推進



- **調査連絡事務費**
 (関係省庁、関係自治体等の担当者会議、犬猫等の譲渡支援広域データベース運用等)
- **動物適正飼養推進・基盤強化事業**
 (ポスター・パンフレット等作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発、動物愛護センサス及び基本指針フォローアップの実施、改正動物愛護管理法に基づく各種調査等の実施)
- **動物收容・譲渡対策施設整備費補助**
 (收容した犬猫の譲渡を進めるため、中核市の動物收容施設の新築・改築・改修等の支援)

ペットフード安全法の円滑な施行



- **飼養動物の安全・健康保持推進**
 (安全性の課題等の情報収集・調査、中央連絡会議の開催、立入検査の実施)

